

万町町民会館 管理運営規程

万 町 町 内 会

【万町町民会館 管理運営委員会】

第1条 目的

万町町内会(以下「町内会」という。)は、町民の文化の振興と福祉の増進を図るとともにふれあいの場を提供し、連帯の輪を広げるため万町町民会館(以下「会館」という。)を設置し、管理運営に必要な事項を定めるものとする。

第2条 名称及び位置

会館の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称

万町町民会館

(2) 位置

和泉市万町 116-1

第3条 管理運営委員会

会館の管理および運営を行うため、管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会は、町内会役員 7 名(会長、副会長、書記、会計および評議員 2 名、顧問)並びに老人クラブ 2 名、万寿会 2 名、子供会 2 名、消防団 2 名の各代表者 15 名で構成する。

(2) 委員会には委員長、副委員長、書記、会計、顧問および防火管理者を置く。

(3) 委員長、副委員長、書記、会計及び顧問は町内会の役員が担当する。
また、防火管理者は町内会の会長または副会長が担当する。

(4) 委員長は、必要に応じ委員会を招集し会務を総理する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(6) 書記は、庶務を担当する。

(7) 会計は、会計事務を担当する。

(8) 防火管理者は、会館等施設の防火管理を担当する。

第4条 委員の任期

委員の任期は、原則として町内会、各種団体役員の任期に準ずる。ただし、委員の再任は妨げない。

第5条 会計

委員会の会計は、一般会計と特別会計の二会計とする。会館の管理運営に必要な経費は委員会が負担する。また、委託料、寄付金および補助金使用料、その他会館の運営収入については委員会の収入とする。なお、委員会の一般会計と特別会計は委員会において委員の三分の二以上の承認を得て、かつ町内会総会の承認を得なければならない。

第6条 会計年度

会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日に終わる。

第7条 会館の維持管理

会館の清掃等、維持管理については町内会会員が分担して行うものとする。

第8条 規程の変更

この規程を変更する場合は、委員会において委員の三分の二以上の承認を得て、かつ町内会総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。